

公 示

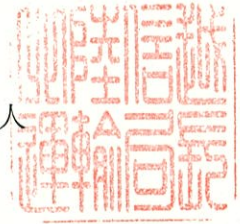
公示第11号

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について」の一部改正について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について（令和4年4月15日付け公示第8号）」を別紙のとおり一部改正する。

令和8年4月28日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について

新	旧
<p data-bbox="495 296 752 336">公 示</p> <p data-bbox="125 456 259 483">公示第8号</p> <p data-bbox="215 541 1115 603">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について</p> <p data-bbox="125 659 1088 791">令和4年4月1日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（以下「準特定地域の特例許可公示」という。）に基づく参入枠及び申請受付期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="232 844 472 871">令和4年4月15日</p> <p data-bbox="524 943 898 970">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p data-bbox="607 1042 640 1069">記</p> <p data-bbox="125 1137 421 1200">1. 令和8年度の参入枠 別添のとおり</p> <p data-bbox="125 1238 315 1265">2. 申請の受付</p> <p data-bbox="141 1273 394 1300">(1) 申請の受付期間</p> <p data-bbox="181 1308 1122 1471">令和8年5月1日から令和8年5月31日まで、<u>令和8年9月1日から令和8年9月30日まで及び令和9年1月1日から令和9年1月31日まで</u>とする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。<u>なお、申請受付期間のうち、9月1日から9月30日まで及び1月1日から1月31日までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達し</u></p>	<p data-bbox="1626 225 1659 252">旧</p> <p data-bbox="1514 296 1771 336">公 示</p> <p data-bbox="1144 456 1279 483">公示第8号</p> <p data-bbox="1234 541 2134 603">準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る参入枠について</p> <p data-bbox="1144 659 2107 791">令和4年4月1日付け公示「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて」（以下「準特定地域の特例許可公示」という。）に基づく参入枠及び申請受付期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p data-bbox="1252 844 1491 871">令和4年4月15日</p> <p data-bbox="1543 943 1917 970">北陸信越運輸局長 平井 隆志</p> <p data-bbox="1626 1042 1659 1069">記</p> <p data-bbox="1144 1137 1440 1200">1. 令和7年度の参入枠 別添のとおり</p> <p data-bbox="1144 1238 1335 1265">2. 申請の受付</p> <p data-bbox="1160 1273 1413 1300">(1) 申請の受付期間</p> <p data-bbox="1200 1308 2141 1370">令和7年9月1日から令和7年9月30日までとする。ただし、当該受付期間の末日が閉庁日の場合には、直後の開庁日までとする。</p>

た場合、以降の申請受付期間において受付は行わないこととする。

(2) 参入枠がない営業区域では受付は行わない。

附 則

この公示は、令和4年4月15日から適用とする。

附 則 (令和5年4月18日付け公示第5号で一部改正)

この公示は、令和5年4月18日から適用とする。

附 則 (令和6年4月25日付け公示第5号で一部改正)

この公示は、令和6年4月25日から適用とする。

附 則 (令和7年4月14日付け公示第2号で一部改正)

この公示は、令和7年4月14日から適用とする。

附 則 (令和8年4月28日付け公示第11号で一部改正)

この公示は、令和8年4月28日から適用とする。

(別添)

参入枠の配分結果

都道府県	営業区域	令和8年度の 参入枠 (件)	総参入枠 (参 考) (件)	過年度の新規 許可件数 (件)
新潟	新潟交通圏	<u>16</u>	28	<u>8</u>
長野	長野交通圏	<u>1</u>	5	<u>4</u>
	松本交通圏	0	0	0
富山	富山交通圏	<u>4</u>	5	<u>1</u>
石川	金沢交通圏	<u>10</u>	17	<u>3</u>

※上記「総参入枠 (参考)」は、準特定地域の特例許可公示記2. ①、②により算定したものである。

(2) 参入枠がない営業区域では受付は行わない。

附 則

この公示は、令和4年4月15日から適用とする。

附 則 (令和5年4月18日付け公示第5号で一部改正)

この公示は、令和5年4月18日から適用とする。

附 則 (令和6年4月25日付け公示第5号で一部改正)

この公示は、令和6年4月25日から適用とする。

附 則 (令和7年4月14日付け公示第2号で一部改正)

この公示は、令和7年4月14日から適用とする。

(別添)

参入枠の配分結果

都道府県	営業区域	令和7年度の 参入枠 (件)	総参入枠 (参 考) (件)	過年度の新規 許可件数 (件)
新潟	新潟交通圏	14	28	5
長野	長野交通圏	2	5	3
	松本交通圏	0	0	0
富山	富山交通圏	5	5	0
石川	金沢交通圏	9	17	2

※上記「総参入枠 (参考)」は、準特定地域の特例許可公示記2. ①、②により算定したものである。